

お知らせ なんたん

平成22年度後期高齢者医療保険料の納付方法などについて

後期高齢者医療制度の保険料は、年金からの天引きによる納付（特別徴収）と納付書や口座振替での納付（普通徴収）の二つの方法があります。平成22年度の保険料の主な納付予定については、次のとおりとなります。

- 年金からの天引きの方** 平成21年中の所得が確定するまでは、仮徴収として平成21年度保険料から算定した額を4月、6月、8月とお支払いいただき、所得が確定後、平成22年度の保険料の決定通知書を7月中旬にお送りします。仮徴収でお支払いいただいた分を差し引き、残りを10月、12月、2月の年金からお支払いいただきます。4月の年金支給日までにお送りする仮徴収の保険料通知書をご確認ください。
- 納付書や口座振替での納付の方** 7月中旬に平成22年度の保険料の決定通知書と納付書などをお送りします。7月から翌年3月までの9期に分けて、それぞれの納期限までにお支払いください。口座振替の方は、納付書を送りません。納期限日に口座振替します。
- 納付書や口座振替での納付から年金からの天引きになる方** 7月中旬に平成22年度の保険料の決定通知書と納付書などをお送りします。7月から9月までは納付書や口座振替でお支払いいただき、10月から年金からの天引きでお支払いいただきます。口座振替の方は、納付書を送りません。納期限日に口座振替します。
- この他にも多岐にわたり納付予定があります** 後期高齢者医療保険料額の決定通知書や納付書などが届いたら必ずご覧ください、疑問点などは下記問合せ先に気軽にお問い合わせください。
- 平成22年2月・3月に資格取得された方** 平成22年2月・3月に75歳到達や転入などにより資格取得された方は（一部を除く）、平成21年度の保険料（資格取得月から平成22年3月まで分）を平成22年4月または5月にお支払いいただきます。保険料の決定通知書や納付書などをお送りしますので、ご確認ください。納期限までにお支払いください。この分の保険料は、口座振替の手続きをされていても口座振替ではなく、納付書でのお支払いとなりますのでご注意ください。**平成22年度分の保険料は、7月中旬に保険料の決定通知書と納付書をお送りします。**

◇年金からの天引きの方は、申し出により口座振替に変更できますので、希望される場合は下記問合せ先までお問い合わせください。

※ ◎…特別徴収 ○…普通徴収

納付方法	納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収 (年金天引き)	◎ 仮	-	◎ 仮	-	◎ 仮	-	◎	-	◎	-	◎	-	
普通徴収 (納付書、口座振替)	-	-	-	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	
7月～9月(普通徴収)	-	-	-	1 期	2 期	3 期	◎	-	◎	-	◎	-	
10月～(特別徴収)	-	-	-	1 期	2 期	3 期	◎	-	◎	-	◎	-	
平成22年2月・3月に資格取得（一部を除く） ※平成21年度分の保険料	○(4月または5月に納付)	平成22年度分の保険料は「7月～(平成23年)3月まで普通徴収」または「7～9月まで普通徴収・10月から特別徴収」のどちらかになります。											

※納付書でお支払いの方で便利な口座振替を希望される場合は、口座をお持ちの市指定の金融機関において手続きしてください。手続きいただいた次月から口座振替によりお支払いいただけます。手続きには、通帳、通帳印が必要です。

◇問合せ先 国保医療課 TEL (0771) 68-0011
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

自動車税・自動車取得税（軽自動車除く）の減免申請について

心身に障がいのある方で一定の要件に該当する場合、申請により自動車税・自動車取得税の減免が受けられます。申請期間は、**4月1日(木)～5月24日(月)**（納期限の1週間前）で、南丹広域振興局税務室（亀岡総合庁舎）で申請の受付・相談を行っています。また、下記の日程で臨時窓口を開設します。申請内容によっては、南丹市役所社会福祉課または各支所健康福祉課で使用方法などの確認が必要な場合があります。要件・申請方法は、下記申請・問合せ先までお問い合わせください。

日時	場所
4月21日(水)	南丹広域振興局園部地域総務室 (園部総合庁舎)
5月12日(水)	
5月20日(木)	

◇申請・問合せ先 南丹広域振興局税務室（亀岡総合庁舎） TEL (0771) 22-0330

軽自動車税の減免申請について

4月は軽自動車税の納付月です。4月1日現在、下記の①～④のいずれかに該当される方は、申請により1台のみ軽自動車税の減免を受けることができます（自動車税の減免を受けておられる場合を除く）。また、南丹市税減免規則の一部改正を行い、生計同一者または常時介護者による運転の場合の等級除外規定を撤廃したため、今年度からは等級が下記に該当すれば減免の対象となります。軽自動車税の減免を申請される方は、**納税通知書がお手元に届いた後、4月23日(金)までに**税務課または各支所地域総務課へ下記必要書類をそろえて提出してください。やむを得ない事情で期限内の提出ができない場合には、期限までに税務課または各支所地域総務課までご相談ください。なお、昨年度に減免を受けておられる方には、納税通知書と同時期に減免申請書を送付します。

- 必要書類** 納税通知書（納付書）、減免申請書、車検証、障害者手帳など、免許証、印鑑
- ①**身体障害者手帳の交付を受けておられる方**

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1～4級までの各級
聴覚障害	2～4級までの各級
平衡機能障害	3・5級
音声機能障害	3級（喉頭（こうとう）摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上肢不自由	1～3級までの各級
下肢不自由	1～6級までの各級
体幹不自由	1～3級までの各級および5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能
	1～3級までの各級 1～6級までの各級
心臓機能障害	1・3級および4級
じん臓機能障害	1・3級および4級
呼吸器機能障害	1・3級および4級
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1・3級および4級
小腸の機能障害	1・3級および4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級までの各級

※障害の級別は、総合の等級ではなく、個別の等級で判断します。

- ②**戦傷病者手帳の交付を受けておられる方**

障害の区分	重度障害の程度または障害の程度
視覚障害	特別項症～第6項症までの各級
聴覚障害	特別項症～第4項症までの各級
平衡機能障害	特別項症～第4項症までの各級
音声機能障害	特別項症～第2項症までの各級（喉頭（こうとう）摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上肢不自由	特別項症～第6項症までの各級
下肢不自由	特別項症～第6項症までの各級および第1款症～第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症～第6項症までの各級および第1款症～第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症～第3項症までの各級
じん臓機能障害	特別項症～第3項症までの各級
呼吸器機能障害	特別項症～第3項症までの各級
ぼうこうまたは直腸の機能障害	特別項症～第3項症までの各級
小腸の機能障害	特別項症～第3項症までの各級

- ③療育手帳の交付を受けておられる方のうち、重度の障がいをお有する方
 - ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方のうち、1級の障がいをお有する方
- ※そのほか、減免の詳しい条件は、税務課または各支所地域総務課にお問い合わせください。

◇問合せ先 税務課 TEL (0771) 68-0004

多重債務無料法律相談のご案内

借金の返済でお悩みの方を対象に、弁護士が相談に応じます。秘密厳守。相談無料。
●**日程** 4月13日(火)、27日(火) ●**時間** 午後4時～7時（1人45分以内）
●**場所** 園部公民館 ●**予約** 開催日の前日までに下記問合せ先にお申し込みください。
※上記以外の無料相談会場もご案内しています。まずはご相談ください。

◇問合せ先 南丹広域振興局 商工労働観光室 TEL (0771) 23-4438
商工観光課 TEL (0771) 68-0050 各支所産業建設課